平成２５年（フ）第２１２号
広島市安佐南区東原３丁目13番５―201号
債務者　松本　隆文
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２７号
広島県東広島市高屋高美が丘２丁目５番３号
債務者　行友　淳一
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９６号
広島市安佐北区安佐町大字飯室1603番地１402号
債務者　波多野則雄
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６号
山口県下関市彦島塩浜町３丁目19番４号コーポ古谷Ｆ棟102号、前住所山口県宇部市大字東岐波5463番地１
債務者　中村　勇次
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
愛媛県四国中央市土居町津根426番地、前住所愛媛県伊予三島市中央５丁目６番30号
債務者　篠原喜千子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第４０号
愛媛県四国中央市土居町上野甲1063番地３、前住所愛媛県西条市丹原町臼坂丙149番地１
債務者　黒川　良己
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第４１号
愛媛県新居浜市中萩町15番46号　アベニューハタダⅢ206号室、旧住所愛媛県新居浜市中村３丁目５番42号
債務者　白石　　基
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第４４号
愛媛県新居浜市萩生2818番地の５、前住所愛媛県新居浜市萩生2818番地の８
債務者　石川美千代
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第２８号
福岡県嘉麻市嘉穂才田159番地１
債務者　安永　義照
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第３０号
福岡県久留米市梅満町285番地６
債務者　渡邊　智之
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第５１号
福岡県久留米市高良内町3765番地11　ビュークレスト高良内203号
債務者　塚崎　龍二
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第５５号
福岡県久留米市上津町1400番地３　レジデンス中村Ｃ棟222号
債務者　山田　千秋
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第６２号
福岡県久留米市津福本町153番地９　相田コーポ201号、前住所福岡県久留米市三潴町西牟田1561番地
債務者　志牟田美香
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１６号
福岡県八女市平田128―３
債務者　鹿田　貴子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第６７号
大分県津久見市中央町14番９号
債務者　樋口　芳宏
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９０号
大分市萩原３丁目23番27号
債務者　園田　洋子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１２号
大分市大字中判田1916番地の７
債務者　勢家　一男
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係